

歳出の総括として、開始から4年となる西尾市方式PFIの08事業、160施設の維持管理業務に看過できない問題が生じていること、これにどう対処すべきかを指摘したいと思います。

開始から丸3年となった08事業では、直営の委託事業を08事業に移管すると経費が増加してしまう例がいくつも出てきました。

29年度決算では、私はPFI事業の問題点を4項目に分けて、その欺瞞を指摘しましたが、今決算でも、それらの問題は改善されるどころか、さらに酷くなっていました。

1項目めは、契約時の説明に反してまったく事業効果がなくトータルコストは削減どころか、逆に包括マネージメント費が上乘せされる分だけ高額になるという事実でした。

前榑原市長、増山副市長は160施設3億円余をまとめて管理するスケールメリットによって直営の時より1,300万円安くなる、削減効果があると豪語していましたが、結果は77万円の削減しか出来ず、包括マネージメント費1425万6000円の増加分を相殺できるスケールメリットは生み出せなかったのです。

そして、今決算においても、清掃事業では全体に実施回数が半減されるなど簡略化が進められたにも拘わらず08事業全体では3億3089万円となり、前年の3億1909万円からは1,180万円の増加です。

2項目めは、トータルコストが下がらなかつただけではなく、事業の詳細が報告されなかつた点でしたが、今決算でも引き続き、08事業の各施設別、業務別の金額、実際に事業を行った事業所名を問う質疑に対し、「詳細については明らかにしない」との答弁でしかありませんでした。

理由は、「企業間に競争ができなくなり、営業活動に支障を来たすため」とのことですが、SPCは、本市のPFI事業のためだけに設立された特別目的会社であり、その業務は他社から侵害される惧れは全くありませんし、15年間に及ぶ長期契約で、エリアプラン西尾が統括しているのですから営業活動に支障を来すこともあり得ません。今決算でもまた、決算議会に対して詭弁を弄したことになります。

また、昨年度、中村市長は事業の詳細が明らかにされないことに対して、「あつてはならないことであり、業者とは改めて交渉する」と答弁していましたが、その後の進展は全くありませんでした。08事業は、何でも業者が秘密にしてくれと言え、それが通る「ブラックボックス」が常態化したということに他なりません。

西尾市方式PFIでは、二言目には民間同士の契約であることが言い訳、隠れ蓑にされていますが、税金である以上、用途の公表は市の責務であり、受託者SPCは公共事業であることを正しく認識しなければ許されません。あくまで公開できないというなら、西尾市方式

PFI の包括マネジメントは、そもそも自治体には馴染まない事業であると言わざるを得ません。

3項目めは、施設別、業務別の金額を確認できないため、内容の適正性妥当性が判断できない点です。

前年度決算の質疑では、業務の半数以上が昨年よりも値上がりしているほとんどの課で、「包括ということで、全体では安くなると聞いている」との答弁が続きました。それは、自分たちが担当する施設では増額となったが、全体で減額となっているなら了解しよう、了解せざるを得ないという意味だと思えます。しかし、どれほど安くなったのかは誰も知らない、知らせてもらえないというのは異常ではありませんか。

今決算で、特に問題視されたのは、岩瀬文庫の日常清掃事業です。前年まで市内業者に委託していた長期契約が終了したため、PFIに移管した結果、これまで年間183万円だったものが353万円と倍増となりました。

また、尾崎士郎記念館ほかの機械警備事業では、3施設で20万6172円でしたが、資料館が加わった4施設では倍増以上の45万7800円となりました。

どちらの事業も納得できる合理的な説明はなく、「個別業務の金額の割り振りはエリアプランが行ったもので、積算根拠資料の提示はない」との答弁が繰り返されるだけでした。

疑義を強めた複数の議員が、さらに市長に説明を求めたところ、「事業全体でVFMが成り立っている」と言うのです。しかし、このトンデモナイ発言は見逃すことはできません。198億円のPFI契約では、VFMは算出されていないのです。市長は平成30年2月のPFI検証の結果、自身が「VFMが存在しない」と認定したはずです。

また、つい先月、市長はPFI契約をめぐる住民訴訟を提起していた住民団体と「見直しを続けると約束をして和解しました」が、その折には、市代理人の水野弁護士が、市長にVFMが存在しないことが訴訟で問題視されていたという報告をしています。

市長は、とんでもない思い違いをしているか、さもなければ、VFMが算定されていなければ「PFIとはいえない」という西尾市方式の最大の問題点を理解していないということになります。空いた口が塞がらないとはこのことでもあります。

最後の4項目めは、市内業者に配慮、優先するという説明がウソだった点です。契約1年目、下請け80社の市内業者は直営時代の70社から26社となり7割の減少でしたが、その後も市内比率は上昇せず、今決算では、さらに市内業者は23社に減少し、市外業者は3社増えて63社となりました。

これもまた、契約当時の説明とは喰い違えます。市内業者を多く入れる地元優先のスキームだと胸を張ったのは誰だったのでしょうか。

これほど当初契約時の説明と異なる現状について、私は到底認めることはできません。

08 事業を抱える各担当課では、ほとんど SPC の言う通りに事業内容や変更を決定し、その予算が正しいかどうかの判断もできない状況に陥っています。さらに、それで費用が増加するのでは、行革もへったくれもありません。事故が起きれば、担当課の責任です。このままの事業継続は、職員のモチベーションを下げることにしかありません。

中村市長の見直し方針では、「08 事業は始まったばかりなので今後の経緯をみる」こととなっていました。私は一日も早くやめるべきと考えます。

市長も、一部議員も吉良アリーナ棟を P F I 事業で行わせたと考えているようですが、とんでもない。コロナ禍の税収で次年度予算が編成できない危機的状況だということに、どこにお金があるのですか。S P C は、一括支払いを求めてきます。昨年末の 68 億円が半減している財政調整基金をさらに崩したら、市民生活はどうなるのですか。市民病院への繰り出し、国民健康保険・後期高齢者特別会計への繰り出し増は必至です。市長はこの財政状況をどこまで判っているのですか。どうかしています。

いずれにしても、喫緊の課題である財政の健全化のためには、西尾市方式 P F による負担を取り除くこととなります。全国初の西尾市方式は制度設計が未成熟だったと言わざるを得ません。

未だに見直しによる損害賠償金が高額になると根拠もなく言い立てる議員もいますが、もし、それを支払うことになるのであれば、現市長を責める前に、解除条項もなく欠陥だらけの契約書を認めた責任を自覚するのが先であろうと思います。

中村市長の任期も残すところ 8 か月です。フラフラしないで下さい。市長として毅然として事業の取捨選択を進め、歳出削減に邁進すること。そして、選挙公約に反することなく市民を裏切ることなく、契約書 15 条 3 項を主張して S P C との見直し交渉を進めるよう強く求めます。

さらに、法的根拠に基づく市の対応をもってしても、増加費用請求のように S P C 側の要求が市民の利益を脅かす場合には、断固たる態度で臨まれるよう求めるものです。